

保育園下穂積キッズ三者協議会（第8回）会議録

1 日 時

平成27年3月7日（土） 午前9時15分から

2 場 所

保育園下穂積キッズ

3 出席者

- ・ 保育園 下穂積キッズ保護者 9人
- ・ 社会福祉法人 耀き福社会
理事長、高田園長
- ・ 保育幼稚園課
中井課長、小西参事、北川副主幹

4 案件

- (1) 保護者からのご意見について（報告）
- (2) 保護者アンケートの結果について
- (3) 新制度の施行に伴う保育時間と延長保育の考え方について
- (4) その他

5 発言要旨

（市） すみません、第8回の保育園下穂積キッズの三者協議会を開催させていただきます。

それではこれより、議事進行につきましては、三者協議会の議長であります中井保育幼稚園課長にお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

（議長） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、早速ではございますけれども会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、案件の1つ目でございます。(1)保護者からのご意見について(報告)ということでございます。

この案件につきましては、協議案件としてではなく、保護者の皆様から、このようなご意見があるということをご認識していただくという趣旨でございます。

ただ、それぞれいただいたご意見について、せっかくですので、法人様のお考えなどもご回答いただきまして、会議録としてとどめていこうと、そういう趣旨のものでございます。そうすることによりまして、本日、来られていない保護者の方にも周知できるというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

それでは、保護者の方からのご意見と法人の考え方についてご報告をお願いしたいというふうに思います。これは法人様のほうからお願いできでしょうか。お願いします。

(法人) 3つほどご意見を承っております。

1つは食材の安全管理についてどうですかということで、3.11以来、特に食の安全性について気になっています。地産地消やセシウム対策、どの程度のCSであれば許容するのか、そもそも気にしないとか、当園の考え方をお聞かせくださいというふうにありました。

まずは給食につきましては、子供さんの成長発達過程においてバランスよく偏食がないように美味しくいただいてもらいたいなということで、いろいろな食べ物を提供したいなということでつくってまいりました。

その中でもお食事のマナーだとか楽しい食生活、それから食に関する意欲、ほか食育のプロジェクトもつくっております。そんな中で食に対して関心を示してほしいという形でお食事提供もしてまいっています。

第6回の三者協議会において回答させていただいたこともあったのですが、給食とかおやつについては去年の公立保育所の献立メニューを参考にさせてもらいながら、できるだけ手づくりのおやつを増やしていこう。またいろいろなご意見でこういうのは塩辛いのではないとかいろいろご意見を伺いながら、そこら辺も削除しつつ手づくりおやつを増やしている状況です。

今後とも食材の安全性に十分注意してまいりたいと思います。今まで公立保育所の発注先というか、そちらのほうはあまり変えずに発注元も変えずにやっております。一般に流通している食材の提供を考えておりまして、放射能の問題に関して保護者の方も十分関心

がある所だと思うのですが、国の基準値を上回る食品については販売は行わないということが国の基準でありますので、基本的には安全性が確保されているのが流通していると。その中の業者を選んで現在に至っているわけです。本当にできる限り国内製のものを、製品を、食材を提供してまいりますので、十分にそちらのほうを考慮していきたいと思っております。これが1点目です。

続けて大丈夫でしょうか。

2番目、1つ目でイベント時のビデオ撮影についてですが、特に生活発表会のおきにおやじの会が、ここは長年知り合いの方をお願いをして格安の1,000円という形で販売をしています。ご質問の中では「おやじの会のメンバーの皆様にお世話になり頭が下がります。」「ビデオ撮影については業者に依頼することはできないのか検討してください。」「プロの撮影であれば事前の打ち合わせをした上で映らない子がいないような配慮があるのか、見せ場も工夫して入れていただけたと思います。」「数年後にまた見直したいなと思うような仕上がりになればいいなと思っています。」また、「おやじの会のメンバーの方もボランティアで頑張ってくださいありがとうございます、本来はしっかりとご自身の子供さんを見たいと思われていると思います。」ということでご意見を伺っています。

ご意見はいろいろあると思います。プロにお願いすると約3倍以上は金額的にはかかっていきます。3,000円は超えていくと思います。最低でもそれくらいの金額は、いろいろ他の保育園さんとか、それから千里山キッズのほうもそれくらいはしているということをお聞きしていますので、安価な金額をとるのか、いや、プロ仕様の金額が高くてプロ仕様のものが欲しいなということであれば、そのあたりは保護者の方のご意見として、新たに費用が発生してもそういうふうなことで対応を望まれているようなことがあれば、そちらのほうは検討することはできますが、今の状態で、では高くてもやりますかということで結論には至っていません。

おやじの会の方も、今回はTさんがしていただいたのですが、業者さんのほうで次年度ちょっと悩まれていました。やはりプロの味は出せないということで、でも次年度もまた引き続きちょっと別の方になりそうなのですが、していただく方はできていますということのご報告は聞いていますが、それに留まらず皆様のご意見が3倍くらいのお値段がしてもプロの方をお願いをしたいということであれば業者を選定することはこちらのほうでもできますので、そちら

は保護者の皆さんのご意見から決めていきたいと思えます。

3番目なんですけど、5歳児のCAP研修について、ご意見を伺っています。「毎年5歳児の保護者にCAP研修というプログラムがあったように思います。今年はないようですがそのことに対する説明はありましたかと」「内容も目的も何も知らないのですが既に説明していただいていたらすみません」ということでご意見を伺っています。

平成26年3月1日に開始しました第4回三者協議会において講師を呼んだCAP研修がなくなる旨をご説明させていただいております。これは市のほうからということですね。

(市) はい。

(法人) その際に、公立もこのときに今年度なくなっているんです。公立を引き継いでいただく前は、なくなる旨ということで報告をさせてもらっています。さらに同じ平成26年3月7日付けで茨木の3462号ということで、「民営化に伴う変更点について」ということで全戸配布させていただいたお知らせの中にもそちらのほうを掲載させていただいております。これはご理解をお願いしたいと思うのです。

そちらのほうでなくなるということで、ただしこの内容というのは子どもさんが不適切なことを、大人側とか大人だけではなくて、ほかの友達からされたら自分でしっかり声を上げるんだよという、最初は小学生へのプログラムからはじまって、公立の保育所にもおりてきた内容なのです。5歳児さんくらいだったら理解できるかなということで、私も経験はあるのですが、知らない人が近づいてきたら距離をおくのだよ、大きな声で叫ぶんだよという、きちっと自分のことをしっかり相手に伝え逃げるということを、特に危険度が増している昨今なので、そこで自分の声であげていくというプログラムでした。日ごろの保育の中でも自分の嫌な思いだとかそれからされて嫌なことがあったらしっかり声を出すのだよ、先生に知らせるのだよ、大人に知らせるのだよということで、保育内容としまして日ごろの中で取り組んでいく内容です。

職員のほうはCAP研修という内容を職員研修として、今まで経験した先生がおられるので、そちらとあわせ持って園内で研修会を行っております。

CAP研修についてはそういうことです。

(市) 少しだけ補足をさせていただきます。

3月7日付けということで、保育幼稚園課のほうから通知のほう

を変更点という形で出させていただいていたと思います。その中の文章の中で、26年度から廃止となったものにつきましては原則公立を引き継ぐということをお願いしていますので、廃止となれば基本的廃止になるのが基本的ですということで、基本的にはそういうような形で対応していただくこととなりますという文章を出させていただいています。

ただし、26年度以降に既に実施をしている保育内容等については27年度から公立保育所が廃止したとしても民間さんとしての運営が始まっているので、その判断については輝き福祉会さんのほうでしていただくというようなことで、その通知文のほうには書かせていただいていたかと思います。

実際にそのCAP研修の講師を呼んでのCAP研修というのが公立のほうが見直しをかけたという状況になっております。CAP研修自体のその内容というのが、子供たちに伝えることというのは廃止しておりません。廃止という形ではなくて講師を呼んでというふうな研修を受けてからの継続というのはしていないということで法人さんのほうにもお伝えをさせていただいております。

その今の、先ほどの園長先生のほうからもありましたように、5歳児に対するそういうような啓発といいますか育成というところについては日々の保育を通じてその場面、場面のほうでしっかりとそういうことも指導していただいているというふうにはお聞きしておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

(法人) 次、4件目です。案件ではないのですがということで、「三者協議会は全ての保護者にもっと参加して促したらよいのではないかと思います。開催のお知らせを1度、1回配付するだけではなく、直前にも掲示するなどして周知したらよいと思います。前回、前々回もそれはなかったように思います。」ということで、ご指摘いただきました。

三者協議は皆さんで共有してできるだけお1人でも多く聞いていただいて意見を交わしていただける場でもありますので、こちらのご意見はととも、一度皆さんに各戸配付はしていますが直前にもお知らせをするというのは大切なことだなというふうに感じております。今回も直前ではあったのですがお出しして、もう少しもっと皆さんに周知・徹底というので次回から、今回はちょっと出させてもらいましたが、もっともっと何度も貼りだすとか、それか、ありま

すよというお声がけもさせていただいたらいいかなと思いますので、すみません、今後は来年度と三者協議会が開かれるときであればこちらのほうをちょっと頭にしっかりと置いてお伝えしていきたいなと思います。

以上4点でした。

(議 長) はい。

以上4件ですね。ただいま法人様のほうから、保護者からのご意見とそのご意見に対する考え方をご報告いただきました。

これにつきまして何かご意見、ご質問等ございましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。

(保護者) CAP研修についてなのですけれども、私、上の子のときにそのCAP研修をするということで保護者対象に1回研修を受けさせていただいて、すごくためになったのです。子供の今、置かれている状況というのが正しく認識できていなかったなというので、親にとっての非常に大きな意味があったので、ちょっとなくなってしまうのはすごく残念だと思います。今後、もし5歳児で子供に対してはそういう啓蒙活動を行っていくのであれば、親に対しても懇談会のときであるとか配布資料で、世の中こんな状況になって子供たちにはこういうことを教えていますというのを伝えられたらいいのではないかと思います。

(法 人) ありがとうございます。保護者の方も一度経験されたらこういうのもすごくよかったなというように感じられたということでありがとうございます。

本当に何十年前と違って子供が今とても危ない状況に置かれていて、学童保育も7時まで来年度にはされるように、本当に学校の行き帰りもとても危険な状態だとか、事件が多く悲しいことがたくさん起きていますので、そういうご意見を伺ってお母様自身というか保護者の方自身にもこういう状況があるのだよ、こういうときには子供さんがこんなふうに伝えていってくださいねということ、例えばクラス懇談会なんかでちょっと企画も考えていきたいなと思っています。貴重なご意見ありがとうございます。

(議 長) そのほかに何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では一旦先に進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは次の案件でございます。(2)といたしまして、保護者アンケートの結果についてということでございます。これは担当のほう

からご説明を申し上げたいというように思います。

(市) それでは昨年の12月8日から本年の1月9日までに実施いたしました市立保育所の民営化における保護者アンケート調査の結果について、その概要をご報告させていただきたいと思います。

それではお手元に調査報告書という、少し厚目の冊子があると思いますがそれをごらんください。

まず1ページをご覧くださいませでしょうか。まず調査の目的といたしまして、このたびのアンケート調査につきましては、これまでの民営化の説明会などにおいて保護者の方から民営化後1年以内にアンケートの実施を要望していただいていたこと、また、移管後の保育内容等に関してご意見をいただき意向の把握等、事業評価の参考にすることを目的に実施したことを記載しております。

次に、調査の方法といたしまして、「①調査対象」でございますけれども、27年1月1日現在、保育園下穂積キッズと鮎川保育園に在園する児童の全ての保護者の方を対象としております。「②対象世帯」といたしまして、下穂積キッズでは110世帯となっております。

次に、回答状況といたしまして、下穂積キッズでは44世帯から回答をいただいております、回収率といたしましては40%でございます。なお、鮎川保育園におきましても回収率としては同様に40%となっております。

2ページ目からが調査結果になっておりまして、下穂積キッズでは44世帯のうち民営化以前からの在園世帯が81.8%、36世帯でございます。民営化以後から在園することになった世帯が18.2%、8世帯という状況でございます。

それでは4ページをごらんください。

今回実施させていただきましたアンケート調査では、大きく6つの項目、26個の設問に対して満足度をお聞きするとともに、各項目に関してご自由にご意見をいただいております。また、各項目において民営化以前からの在園世帯と民営化以後に入園することになった世帯それぞれに満足度を把握するとともに全ての世帯を合算しまして、全体としての満足度をグラフにあらわしております。

それから、ご自由にいただいた意見については、特に個人が特定できるものや意見お趣旨を損なわない範囲で省略させていただいているものなどもございますけれども、基本的にはいただいたご意見をそのまま記載させていただいております。

それでは少し、6項目と言いましたけども後ろに7番として子供

と保護者の状況と、あとそれぞれ民営化についてのご意見をいただいておりますので、進め方とその他民営化に関することということで8番、9番という形で最後にまとめとしておりますのでよろしく申し上げます。

それではまず、大きな1項目といたしまして、保護者との連携についてということで6つの設問を設けております。この6つの項目では満足、やや満足、普通という回答をされた方の比率を見ますと、移管後のほうがよいという結果になっております。また、移管前、移管後において、満足、やや満足、普通と回答された方の比率を見ますと、最少で70.5%、最大で97.7%でございます。これらの方はそれほど大きな不満はないということが考察できるというふうに考えております。なお、同じく移管前、移管後において不満、やや不満であると回答された方の比率を見ますと最少で2.3%、最大で6.8%でございます。それほど大きな値とはなっておりませんが、主なご意見を踏まえ今後とも適切な対応に努め、保護者の皆様の満足度が高まるよう三者が連携して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願いいたします。

一方、9ページの悩みなどの相談対応では、満足、やや満足と回答された方の比率を見ますと、移管前のほうが2.3%よいという結果になっております。

その主なご意見としましては10ページでございます。「公立保育所ではベテランの先生が多くを占めているので、相談アドバイスが多かったように思います」や「相談する機会が減った」という意見がある一方で、「移管前よりは柔軟に対応してくださります」や「小さなことでもお話できるのでうれしいです」というご意見もございます。そこにも記載しておりますが、これらの意見につきましては法人と市が共有して今後の保育所園の運営の参考にさせていただき、保護者の皆様の満足度が高まるよう努めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

次に23ページの2、保育内容についてでございます。この大きな項目には7つの設問がございまして、生活習慣から食育までは移管後、また子供の接し方から保育士の配置状況までは移管前がよいという結果になっております。また、移管前、移管後において満足、やや満足、普通と回答された方の比率を見ても、障がい児保育を除きまして最少で81.9%、最大で100%でございます。これら

の方はそれほど大きな不満はないということが考察できます。なお、同じく移管前、移管後において不満、やや不満であると回答された方の比率を見ますと、最少で2.3%、最大で13.6%でございます。また、不満、やや不満であると回答された方の比率で10%を超える項目が2項目ございまして、それは子供への接し方と保育士の配置状況でございます。いずれも先ほどご説明させていただきました移管前がよいという結果になっている項目でございます。38ページの「④子供の接し方に対する意見」にございますように、先生の注意の仕方や言葉づかいなどに対する意見が多く見受けられます。一方では「移管前より断然よくなりました」というご意見や、「若いからか、子供が先生のことをとても好きなようです」というご意見もいただいております。

それから44ページでございます。「④保育士の配置状況に対する意見」では、「先生が少なく感じる」というご意見が多く見受けられる一方で、先生に対する気遣いのご意見もいただいております。

少し戻っていただきまして、40ページから41ページでございます。障がい児保育につきましては、障がい児保育の状況、加配保育士の状況などを把握されている方に特化した結果があらわれているというふうに考えられます。また、41ページの「④障がい児保育に対する意見」では、「見聞きしたわけではないのでわかりません」というご意見や「実態を知りません」というご意見がございまして、移管前、移管後とも不明と回答された方が多いというのが特徴でございます。

それでは次に45ページの3、保健関係についてでございます。この項目には5つの設問がございまして、健康診断の実施状況、健康指導、衛生対策、病気やけがのときの対応。この4つの項目では移管後がよいという結果になっております。また、アレルギー児への対応では移管前、移管後が同じ比率で、よいという結果になっております。また、移管前、移管後におきまして満足、やや満足、普通と回答された方の比率を見みますと、アレルギー児への対応を除きまして最少で75.1%、最大で97.7%でございます。これらの方はほとんど大きな不満はないということが考察できます。なお、同じく移管前、移管後において不満、やや不満であると回答された方の比率を見ますと、最少で2.3%、最大で11.3%でございます。一方、健康診断の実施内容と健康指導については、移管前、移管後ともに不満、やや不満であると回答された方は0%でございます。その10%、

先ほどの最大で11.3%でございますけれども、10%を超えているというのは病気やけがのときの対応でございます。

59ページから60ページにかけて、病気やけがのときの対応に対するご意見をいただいております、子供の体調に応じた対応やけがの報告が欲しいなどのご意見が多く見受けられます。一方では、「少しでも保育園で見てくれようとしているのが伝わるので助かります」というようなご意見もいただいております。

それから次に61ページの給食についてでございます。この項目には2つの設問がございます、給食の内容、献立表の項目内容。いずれも移管後がよいという結果になっております。また、移管前、移管後において、満足、やや満足、普通と回答された方の比率を見ますと、最少で84.1%、最大で100%という状況でございます、これらの方はそれほど大きな不満はないということが考察できるというふうに考えております。なお、同じく移管前、移管後において不満、やや不満であると回答された方の比率を見ますと、最少で2.3%、最大で9.1%でございます。また、不満、やや不満であると回答された方の比率が最大で9.1%となっているのは、給食の内容でございますが、63ページから64ページにかけて給食の内容に対するご意見をいただいております。「おかず、フルーツが少ない」や「おやつが単調になって残念」というご意見がある一方で「手づくりおやつがふえてありがたい」というご意見や「毎日おいしいと言っておかわりしているようです」というご意見もいただいております。なお、献立表の項目内容では移管後において、不満、やや不満であると回答された方の比率は0%という結果になっております。

次に76ページでございます。5、保育環境についてでございます。この大きな項目には3つの設問がございます、遊具や砂場などの安全・衛生管理、それから安全対策、それと施設・環境。いずれも移管後がよいという結果になっております。また、移管前、移管後において、満足、やや満足、普通であると回答された方の比率を見ますと、最少で70.5%、最大で88.6%という状況でございます、これらの方はそれほど大きな不満はないということが考察できるというふうに考えております。なお、同じく移管前、移管後において不満、やや不満であると回答された方の比率を見ますと、最少で2.3%、最大で18.2%でございます。また、不満、やや不満であると回答された方の比率が10%を超えているのは、安全対策と施設・環境の項目でございます。72ページから73ページにかけて、安全対策

に対するご意見をいただいております。ここでは「不審者が簡単に出入りできる状況だと感じる」などのセキュリティに関する意見が多く見受けられます。一方、「問題が発生した際には直ちに門への人員配置や門扉の改造をしてくれました」というご意見もいただいております。セキュリティの確保につきましては、全ての保育所園において抱えている課題でもございまして、公立保育所においても検討しております。今後、公立・私立を問わず有効な方策を検討してまいりたいというふうには考えております。また、保護者の皆様にもご協力いただくことがあるかもしれませんので、その際にはご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それから76ページでは、施設・環境に対するご意見をいただいております。三者協議会でもご意見をいただいておりますけれども、「トイレのにおい」や「今後きれいになれば」というようなご意見をいただいている一方で、「新しいものがふえた」というご意見もいただいております。

次に、同じページの6、年間行事についてでございます。この大きな項目には参観・懇談、それと誕生会・運動会、園外保育の3つの設問がございまして、いずれも移管後がよいという結果になっております。また、移管前、移管後において、満足、やや満足、普通と回答された方の比率を見ますと、最少で72.7%、最大で90.9%という状況でございまして、これらの方はそれほど大きな不満はないということが考察できると考えております。なお、同じく移管前、移管後において不満、やや不満であると回答された方の比率を見て、いますと最少で2.3%、最大で9.1%でございます。また、不満、やや不満であると回答された方で、移管前の比率では0%でありますけれども、移管後において9.1%という結果になっている誕生会・運動会という項目がございまして、82ページから83ページにかけて、誕生会・運動会に対するご意見をいただいております。「開始時間など、あらかじめ決まっていることは早く知らせてほしい」というご意見や誕生会での先生の役割などに対するご意見などをいただいております。その一方で「先生方の努力に感動した」というご意見や「運動会は感動しました」というご意見もいただいております。なお、園外保育では「姉妹園ができて交流ができてよい」というご意見もいただいております。

ここまでが大きい6つの項目、26設問に対するアンケート結果の概要でございます。

次に87ページになります。大きな項目7、児童と保護者についてでございます。まず、子供の通園の様子といたしましてお子さんは喜んで通園していますかという設問では、全体として「はい」「どちらかといえばはい」という回答をされた方が95.5%でございまして「どちらかといえばいいえ」「いいえ」と回答をされた方が4.5%という結果になっております。

次に保護者の安心感といたしまして、保護者自身が安心してお子さんを預けていますかという設問では、全体として「はい」「どちらかといえばはい」と回答をされた方が97.7%で、「どちらかといえばいいえ」または「いいえ」と回答をされた方が2.3%という結果になっております。

次に89ページの大きな項目8、民営化の進め方について、保護者の皆様からはご自由にご意見をいただいておりますが、これは最後にちょっと少しご報告をさせていただきたいと思っておりますので、まず95ページを見てください。

ここは保護者アンケートのまとめといたしまして、全ての項目を総括して全体的な保護者満足度をあらわしております。全世帯をあらわしたのが97ページの上の表でございます。全ての項目をまとめて満足度を見ましても、移管後のほうがよいという結果になっております。また、また、移管前、移管後において、満足、やや満足、普通と回答された方の比率を見ますと、移管前では80%、移管後では86.5%という状況でございまして、これらの方はそれほど大きな不満はないということが考察できると考えております。なお、同じく移管前、移管後において不満、やや不満であると回答された方の比率を見ますと移管前では3.9%、移管後では5.5%という結果になっております。

それでは89ページに戻っていただきまして、8の民営化の進め方及び92ページから9のその他、民営化について概要をご説明させていただきます。

これらの項目につきましては、保護者の皆様からいただいたご意見やご提案に対して、市から回答・考え方を記述しております。ご意見には賛否両論ございますけれども、保護者の皆様や子供たちには少なからず環境の変化やご不安があったものというふうに認識しております。これら、保護者の皆様からいただいたご意見を踏まえ、今後とも適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

また、存続する公立保育所の民営化につながるのではないかと
ような懸念をいただいているご意見等もございませけれども、こ
のアンケート結果が直ちに民営化につながるものではないというふ
うに考えておりますのでよろしくお願いたします。

なお、公立保育所の機能と役割についても具体化する一定の方向
性を子供育成支援会議のほうに報告しておりまして、またホームペ
ージでも公表しておりますので、今後その実現に向けてしっかりと
取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、現在に
おきましても入所児童へのより専門的な支援と保育サービスの提供
の一環としまして看護師の2人配置を実施、徐々にですけれども2
人配置をしているとともに所庭解放を通じて在宅子育てに対する取
り組みも徐々にではありますけれども進めているところでございま
すので、地域の子育て支援の中心的役割を担えるように努めてまい
りたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、この民営化を進める上で保護者の皆様
や移管先法人である耀き福祉会の皆様には大変ご理解、ご協力をい
ただきましてまことにありがとうございます。この場をおかりして
お礼申し上げます。

今後とも三者が連携・協力して取り組んでいけますよう保育内容
の継続性という部分にも配慮しながら、その充実にも取り組んでま
いりたいというふうに考えておりますので、引き続きご理解、ご協
力いただきますようお願いいたします。

以上でアンケートの調査結果の報告とさせていただきたいと思
います。

最後に、アンケートにご協力いただきましてありがとうございます
です。以上です。

(議 長) アンケートのご協力、本当にありがとうございます。ただいま
アンケートの結果について報告をさせていただきました。大変、資
料としても多い、項目数にしても多岐にわたっておりますので、い
ま一読していただいてこれがというのは出てこないかもしれませんが
けども、特に何か気になった点とか、もう少し説明をしてほしいと
いうようなところがありましたらこの場でお伺いしたいと思います。
いかがでしょうか。

(保護者) ちょっと質問させてもらっていいですか。これは誰がどうい
う結果で、この結果を誰がどうい
うふうに活用していくものな
のですか。アンケートをと
りました。こういう結果
でした。で、これを誰がど

ういうふうにする。アンケートをとりましたで終わりですか。

(市) いえ、やはりアンケートをいただきまして、まずこれまでの民営化では、実は民営化の4年後に8カ所した後にアンケート調査をして事業評価をさせていただいたという経緯がございます。そうなりますと、やはり4年後ということになると、民営化を経験していただいた保護者の方というのが半分くらいはもう卒園されていなくなっているという状況で、実際の満足度なんかはどうなったのか、また保護者の意向調査を必要に応じて法人のほうで実施していただくということにはさせていただいているのですけれども、それらを踏まえて説明会をさせていただいたときに保護者の皆様から民営化をして1年以内にやはりアンケート調査をしてほしいというご要望がありました。先ほど、冒頭でもご説明させていただきましたけれども、この民営化アンケートの結果につきましては今後の事業評価でありますとか、今後の法人さんの保育園運営、もちろん公立の保育所運営というところにはフィードバックをさせていただきながら参考にさせていただいて運営に活用させていただきたいと。

それと民営化の事業評価という部分も必要になってくるかなというふうに考えておりますので、アンケートの結果をこういう状況でしたということで活用させていただければなというようには考えております。

(保護者) 引き続きで申し訳ない。非常に、法人さんがいる目の前で言うのもなんなので申し上げにくいのですが、私は民営化後に入ってきた世帯なんです。今、ご説明いただいたときに全体の評価で民営化前と後でどれだけよくなっています、どういう評価ですとおっしゃったのですが、民営化前後とというのは、民営化後に入ってきた人はわかるわけがないのですよ。

(市) そうですね、はい。

(保護者) それを全体にしたら、民営化後のほうがよくなるのは当たり前ですよね。前はだって不明の人が多いのだから。

(市) はい。

(保護者) ということは、そこの情報を考察されるのであれば前後の評価は前後にいた結果から見なければいけなくて、先ほどどういう見方をすると全体では民営化後のほうがよくなっていたとしても、民営化前後からいる世帯だけでやったら悪くなっているところもあります、アンケート結果としては。なので、そこのところは全体だったら民営化前なんか後から入ってきた人は知らないから見たらわかる

とおり大体満足か不明か50、50とかですよ。多分、割合をつけて合算しているとは思いますが、統計ですから。ですけれども、それども絶対よい方向に働いてしまいますので、そのところはきちんとわけて民営化後に入ってきた人たちは現状をどう思っているかなのです。民営化によってどう思っているかではないのです。

(市) はい。

(保護者) だから先ほどのご説明の、全体がこうだから民営化前後にこれだけよくなっていますというご説明をされていたので、そうではないかなと思っちょっと違和感を感じながら聞いていました。

(市) わかりました。ありがとうございます。

アンケート調査の結果のほうでは、民営化以前からの在園世帯の方のグラフ、それと民営化以後から入られた在園世帯のグラフ、それとその2つを足した全体のグラフという形で評価というかアンケートの結果を出させていただいています。今回は説明をさせていただくのに全ての項目を一つ一つというのはなかなか、少しお時間の都合もあって難しい。また、初めて今回保護者の方に見ていただくこととなりますのでじっくり一読していただければ何かご意見があればまたいただくような形でお願いはさせていただきたいのですけれども、そういう形でしっかりと民営化以前の世帯の方と民営化以後で比較はできるような状況で全ての項目はさせていただいておりますのでご理解をお願いして

(保護者) ですから、活用されるときに、そういう見方をしてもらったら結構です。

(市) もちろん、はい。ありがとうございます。

(議長) そのほかに何かいかがでしょうか。

(保護者) さっきお隣とも言っていたのですが、回答数の回収率のことなのですが、40%というのが思ったより少ないなというのを非常に感じました。

つい先日、息子の小学校のほうの学校アンケートの結果みたいなものを見たのですが、大体1学年に80人から90人いて6学年あってということは540人いて、世帯数で多分集めているので380世帯くらい集まりましたというので、ほとんど集まっているのではないかなと。実際、全体の何%と書いてなかったような気がしたので見たのですが、アンケート、恐らくこれよりは集まっていると思うのです。その何が違うのかなと見たんですけど、小学校のアンケート

トというのは一応嚴重に封筒に入っていて、必ず出せよという雰囲気の出し方、集め方をしているのですが、このアンケート自体が三つ折りにされてウォールポケットにぼんと入っている状況だったので、その長い項目を見たら私でも答えるの嫌だなと思うくらいの項目数と、これは出しても出さなくてもいいのかなという回収のボックスというのをみると、もうちょっと集め方に工夫してみてもいいのかなとも思いました。これを出してない方というのは、いろんな理由はあるとは思うのですが、現状に満足しているから出していないという人もいるだろうし、よくわからないからという人もいるだろうしということを考えると、ちょっとこれは回収率を上げること検討したほうがいいのかなというふうに思いました。

(市) 実は前回のアンケートを調査したときに、法人さんに渡していただくというやり方だったのです。実はそれで、やはり渡されたときに見えてしまう、封筒にというのをご提案いただいたのでまたそれは検討させていただきたいと。見られるのがやはり嫌だなというのも前回のときあったようなのです。それでも50%は確か超えていたと思います。今回、そういうこともあって実はできるだけ見えないようにということで回収ボックスをつけさせていただいて直接市の僕が取りに来たのですけれども、そうしたのですがちょっと、おっしゃるように回収率のほうが非常にちょっと40%というような状況になっておりますので、またその辺は少し検討させていただきたいなと思います。ありがとうございます。

(保護者) それにも関係するのですが、このアンケートはどういうふうに使われるのかというのを明記して、皆様の声を多く反映させてくださいという書き方にして、というふうにしたら回収率は上がると思うのですが。市としてどのくらい回収率が欲しいのか。これはこれでもういいという。結果的にこれはもう40%であっても多分に皆さん満足していますという結果としてひとり歩きしているのではないかなというふうには思うのですが。

(市) 多分、そのときに通知文のほうにも書かせていただいていたと思うのですが、できる限り回答が多いほうがもちろんそれは市としてもいろいろな方のご意見、意向調査も兼ねていますのでいろいろな方のご意見を吸い上げることができるのかなというふうに思っていますので、できるだけ多いほうがいいとは思うのですが。

(保護者) 先ほども、「これ何に使われるの」という意見が出て、私もそもそも次の事業評価で、これがよかったという結果で最終的に残りの5

園もまた、民営化していくのかなというのを懸念している1人なのですけれども、前回の8園民営化されたときなども結局事業評価の会議が何回かあって最後の最後にじゃあ民営化しましょうというふうになっていたの、いつそうなるのかなというのが心配だったので答えるのも迷っている。答えないほうがいいのかとかいうふうにもいろいろ思ったりしたのですが、ここが民営化してその前後でそんなに満足度が変わっていなかったというのは皆さん、全ての方の努力だと思うので、すごく子どもに影響がまず一番少なかったというのはよかったと思うし、ここは結果的によかったかもしれないのですが、その次どうなるのかなというのもやはり民営化を経験した者としては残りの5園がどうなっていくのかなというところも関心がないわけではないので、ちょっと結果をどう評価されるのかなというのは私も気になっています。よかったなだけで終わってしまうのかなという感じがしています。

(保護者) アンケートはこれでいいのですが、民営化の進め方についてというところにいっぱい意見が載ってますけど、ちょっと今ぱっと見た限り、その意見に対して答えているようには見えないのですが。市の態度を説明しているだけという何か余り私たちがせっかく書いたことが今後の民営化に対して配慮されないのじゃないかというふうに抱かされるものだと思うので。

(市) 具体的にどのようなところでしょうか。

(保護者) 例えばスケジュールも早すぎるという意見がありますけども。

(市) 今の進めているスケジュールについては、一旦もう5カ所の保育所については一括で条例の可決をいただいておりますので、今年でしたら27年の3月末をもって中津保育所と道祖本保育所は公立として廃止ということがもう決まっております。玉島保育所も28年の3月末には廃止ということが決まっております、そこに向けて進めていかないといけないという現状がありますので、そこを一定ご理解をいただければなというように思います。よろしくをお願いします。

(保護者) それが終わった後、次また認可していくかどうかというのをまた協議されると思うのですが。

(市) そこは先ほど保護者の方もご意見いただいたと思うのですが、今これが直ちにそれにつながる、民営化事業評価の中でも最後の最後で継続されたら、民営化が継続されたというようなご意見もいただいているのですが、今、しっかりと公立、残った存続の5カ所の公立の保育所で地域の子育ての拠点施設として中心的な役割

を担うということでもしっかり取り組んでいきたいというふうには担当課としては思っています。看護師の2人配置であるとか医療ケアが必要な子供に対する専門的な保育であるとか障がい児保育も継承していきますし、そういうところでは在宅の子育てにもやはり力を入れていかないといけないというところもありますので。

ただ、中心的役割を担うというというだけで、私立の保育園もその機能というのは有しているというふうには考えられています。事業評価の中でもそういうことでした。ですので、しっかりと公立の役割、存続の意義とかしっかりとその辺を構築しながら進めていきたいなというふうには思っているというところでご理解いただけたらなというふうに思います。

(保護者) そこを今後考えていくに当たって、民営化を経験した人たちの意見が取り入れられると非常にありがたいなと思います。

(市) はい、ありがとうございます。

(議長) そのほかにいかがでしょうか。

(保護者) わからないのですが、この出席されている現状を見て多分このことに関してアンケートの回収率が低いのは保護者側にも責任があるのは間違いない。とろうとした市側は多分、僕が先ほど質問したとおり何のためにとっているのかがわからないから。だから目的が明確ではないということと、どういうふうにしていくためにしているのか。あとは項目が多過ぎる。一回にする欄に。そこら辺がやはり改善してほしいと思いますし回収方法等も改善してほしいと思うし。保護者側がもっとちゃんと意識を高く持たないと多分こういうことは前に進まないのかなと思うので。それは多分保護者側に責任があるのかなとも思うのです。なのでそこは何かうまく、これはちょっと甘えになるかもしれないのですが保護者の意欲を掻き立てるようなやり方をしてもらったほうが有効な内容がとれると思うのです。

何でやらないかと、多分、ちょっと話が少し飛んでしまうのですが、若者がどうして選挙に行かないのかというのと一緒だと思うのです。どうせ行ったら何も変わらないから。どうせ上のほうの人のたちのほうが投票の数が多いから自分が一票入れたって60歳以上が5票入れたらそれで絶対かなわないから、だったらもう行かないわ、何も変わらないでしょ、というのと同じだと思うのですよ。40%は結構衝撃的な内容だと思うのです。さっきの衆議院の選挙とかの投票率とかそのくらいですね。そういうのがあられちゃって

るのかなという気がするで、そこは何か興味を持つようなやり方とか進め方をして有効な結果でもって改善というのが法人さんなり市なりというので改善とかそういう今後の施策に活かしていくというやり方をしてもらえるといいのかなとちょっと思います。ぜひちょっとよろしくをお願いします。

(市) ありがとうございます。

(法人) ご意見ありがとうございます。このアンケートに関して本当に法人側としても「あ、これが民営化の流れなのだな」という「アンケートがあるのだな」というような受けとめ方で本当に趣旨を十分理解してこのように役立てていくのだなという認識のもとに保護者の皆様にお渡しできなかったということが反省点でもあるなというふうに思っています。40%ではあるのですけれども、この膨大なアンケートにお答えいただいた方には本当に感謝だなと思いますし、されど半数の方のご意見だなということを真摯に受けとめています。すごく寛大なお気持ちで書いていただけたということもすごく感じていますので、単に少しよくなったからとかということでは決して喜んでもいませんし、皆さんあってのこの結果ということでもさらに指摘していただいた、本当に子供たちへの保育の質のすばらしさを継承しつつこちらの法人のよさも入れつつさらによい保育を目指していきたいということは思っていますので、今年1年の結果と受けとめてまたさらに来年、皆さんと協力していただきながらやっていきたいと思っておりますので本当にありがとうございます。

(市) あと、中津と道祖本と玉島は同じような形でやはり今回させていただいたので、ちょっとその辺はまた配り方とかということの工夫はさせてもらいますけども、意向調査も含んでいますのでちょっと項目は多くなるのですけど、そこだけご理解いただきたいと思いません。済みません。

(議長) いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、一旦これはこれで終わらせていただいて、次の案件に進めさせていただきたいというふうに思います。

それで次の案件3でございます。「新制度の施行に伴う保育時間と延長保育の考え方について」ということで、これもこちら、市のほうから説明をさせていただきたいというふうに思います。

(市) 1枚資料がお手元にあるかと思えます。そちらを見ていただければわかりやすいかと思えますので見ていただきまして、まず上のほ

う。これまでの公立保育における延長保育というところなのですけども。

規則のほうで実は保育時間とかいうのが決まっています、今これを改正中でございます。開所時間は皆さんご存じのように朝7時から午後の7時までという形での開所でした。延長保育については朝の7時から7時30分まで。それと夕方の6時30分から7時までというこれまでの保育所、大体こういうような流れからきています。新制度になりますと保育短時間認定と保育標準時間認定という区分が新たにできました。

では保育短時間とは何ですかということなのですが、保育短時間というのは保護者の就労等を見きわめて8時間の保育を認定するというものです。それは最大です、あくまでも。例えば6時間の就労の方、お迎えも含めて6時間で送迎が可能ですよということになりますとその保育所それぞれの集団保育の状況とかいうのを見きわめて今までですと公立ですと大体4時くらいには育休の方などについてはお迎えに来てくださいねというようなお願いをさせていただいていたという現状があります。そういうのが短時間保育ということで最大8時間の保育の利用が可能だというのが短時間です。

保育標準時間というのが最大11時間の保育の利用が可能という形になります。今度の新制度ではその保育、短時間、8時間以降、前後、8時間というコアな時間を決めるのですけれども、それ以外の部分については延長保育ですよという考え方が国のほうでは示されています。例えば、今ここにありますように8時半から午後4時半までを基本保育短時間の保育時間ですよという各施設が決定できますので、それぞれ施設によって異なる可能性があります。公立は、今ここに示しているように8時半から4時半という設計をする予定です。そうなりますと、保育短時間認定を受けた方の朝7時から朝8時半までと、午後4時半から午後7時までというのは延長保育料が発生するということになります。

市では、いろいろな就労形態の方がいらっしゃるので、例えば8時半から4時半までですよと保育時間を決めるのですけど、「いや、実はもう7時半から仕事に出かける」という方もいらっしゃるし、「いや、9時から何だけども後ろ6時半にならないと迎えに来られないよ」という方もいらっしゃると思うのです。そういう方については短時間認定、8時間以内におさまる方についてもそういうぶれる方というか前が忙しいとか後ろが忙しいとかという方については、

標準時間認定ができる。市の判断でできるというようになっていきます。ですので、そういう方については市の判断でも標準時間認定をしようということで今、進めています。だから基本的にこの8時間の間に送迎が可能な方しか保育短時間認定をしないということを考えていますので、延長保育料が発生するということはほぼあり得ない。

ただ、単発とかもあり得る可能性があるのです。どうしてもという。会社からの要請でどうしても今日だけ残業してくれと言われて後ろが延びちゃった。そうなると、実は保育短時間の方と標準時間の方の保育料が若干下がります。茨木市は国の基準の75%が保育料ですよというふうにしていまして、それぞれの階層が決まっています。市民税の所得税額によってその保育料が決まってくるのです。これまでは所得税だったのですが市民税額になります。その階層によっては違うのですが、その差というのが茨木市の試算で今、予定ですが、100円から2,900円、最大。どこの区分に当たるかによってちょっと違ってきます。どこの階層に当たるかによって変わってくるのですが、0から100円というところがあって、2,900円までの差です。短時間の人と標準時間の保育料の差が。だから若干しかないのです。例えば100円の差しかない階層の区分の世帯の方だと短時間の認定をしているにもかかわらず、1回延長保育を利用したら今300円ですね。超えちゃうのです。標準時間の保育料を。そこは少し、ちょっと課題があるよねということ踏まえて1年間、茨木市では経過措置を設けると。だから実際の保育短時間の方が実際に延長保育を利用されるのはどれだけいるのかわからない。ほぼ皆無だと思っているのですが。思っているのですがそんな単発があるかもしれないというので、そこが実態を把握しようということで1年間経過措置を設けて8時間の方は延長保育がかかりませんという措置をしています。ただ、この条例、これが条例でうたっているのですが、この条例の影響範囲が公立のみです。公立のみになります。あとは法令上こういう延長保育の発生というのは認められているので各私立保育園さんの判断になります。

ただ、耀き福祉会さんのほうには市の考え方に準じていただきたい旨をちょっとご相談させていただきました。そうしたら理事長のほうから快く快諾をしていただいておりますので、来年1年間に限ってはこの短時間保育の部分について単発的に保護者のご事情で、例えばお迎えが6時になったとしても延長保育は発生しないという

ような措置を講じていただくということでご了承いただいております。ただ、6時半からは今現在も延長保育が発生していますので、ここは変わりません。そこまでが短時間の流れです。

今、短時間も標準時間もその保育の時間の設定は園が決める。各施設によって判断できるということをお伝えさせていただきました。標準時間の11時間、最大11時間という保育時間があるのですが、この11時間の設定は園が決められることとなります。ということになると、例えば7時から6時までの11時間ということになると6時から延長保育が発生する可能性もありますので、そこはご報告をさせていただきたいなというふうに、今、周知をさせていただきたいというふうに思います。そういうことがあり得るということを確認していただければというふうに思います。

来年1年については同じような形で、公立に準じた形でしていただけるということですので、そこは先ほどと変わらないというふうに考えていただいて結構です。ただ、前から、以前からちょっとご提案をさせていただいていたと思うのです。後ろの延長保育1時間、前を30分なくしてしまうというようなことも検討していますということでお話をさせていただいていました。ご意見もいただきました。「本当に後ろでいいのか」「後ろをなくす」とか、「そういうことは検討できないか」とか、「いや、そのなくした部分に対して補助金のほうが少し多くなります。その補助金の人についてはもう少し具体的にお話していただきたい」みたいなご意見とかもいただいていたのです、実は。ただ、そこを今度、いろいろなアンケートにもご意見がありました。英語を実施していただきたいとかいうのがありました。でも一番最初のそもそもの、ちょっと話はずれます、ごめんなさい。一番最初のそもそもの始まりはいろいろな要望をしてしまうと保護者同士の意見がぶつかり合いになるので、そこはちょっと避けたいなど。だからもし決めるのだったら市と法人から、法人がこういうようにしましたというようなことを、もちろん保護者の同意を得てですけれども、そういう形で進めるのが一番保護者の皆様の意見の対立にはならないのかなというふうには考えています。

ちょっと少し、済みません、戻りまして、そういうことで法令上は園が決めます。園が決めた以外の時間については延長保育料が発生しますというのがそもそもの法律の流れになっていますので、その辺だけは少しご理解をいただきながらお願いをさせていただきたい部分ではあります。ただ来年1年間は市に準じた形でしていただ

けるということですので、短時間の方についても特段延長保育は、6時半からとか、今やっているのは7時から7時半までは発生する形になりますけれども、それ以外の部分については発生しないというような措置を講じていただくということで、それは法人さんのほうで御了承いただいています。

今回、少し法人さんのほうから、またその後ろの1時間の保育についてやはりその前がなくなりますので、後ろ1時間というところを今までと変わらない30分になるのですが、そこはそういう形でさせていただきたいなというようなご相談も受けながら皆さんとそういうことを、お話をさせていただければなということでちょっと考えていただいているのですかね、延長保育のほうを、時間のほうを。

(法人) 以前にも、決める前に提案はさせていただいて、朝の延長保育料を今、支払われている方が払わなくていいということなので、新たに保護者の方にご負担をかけることにはならない方法にはなりますけれども、果たしてこれで本当にいいのかなと思いつつなのですが、補助金がまた子どもたちに反映できるというプラスがあるのであれば、来年1年はこの6時半から現状どおり朝の徴収はなくて夕方だけという形の延長料金の徴収ということでお願いできないかなというふうに今、考えているのですけれども。

(市) 市のほうからも、法人さんのそういうご相談を受けまして、まず大きいところで新たな費用の負担についてはもちろん三者協議にかけますということになっております。今回の1時間後ろに延長を延ばして30分だけ徴収をさせていただくという取り組みについては基本的に前がなくなるというだけなので、保護者の方への新たな費用負担というのは発生しなくなります。今後、将来的なことも踏まえてそうやっていくということについては、事前に周知をしておくという流れにもなっています。ですので、5年後のことを考えるとやはりここから延長保育が発生しますと、5年後には間違いなくなりますので、そこについては事前に周知をさせていただきながら進めさせていただければなというふうに思っているのですが、何とかご理解いただいてその後ろの1時間というのはお願いをさせていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

(保護者) この話は、前の三者協議会か何かで人件費の補助金に100万円が増えるという話をおっしゃっていたやつですね。

(市) はい。

(保護者) そのときにお話したのですが、負担が増えるというのはなくしてほしいのですが、その恩恵が偏るということはやめてほしい。これは法人さんへお願いなのですが。延長が前の延長と後ろの延長、要はこの標準時間を7時からにしたら後ろ6時から7時までというのは延長時間になるけど、一応7時まででしたら6時半から7時までの部分にしますということは、6時から6時半の部分、もともと朝の延長で支払っていたところの負担額というのはどこかで出てくるわけですね。どこかでその負担をしていた部分の穴埋めがあるはずなのです。それが補助金からきたもので穴埋めをするのか何で穴埋めをするのかはわかりませんが、何かのお金とか財産の中からの穴埋め、予算の中から穴埋めがされるわけですね。それは7時から7時半までを使った人しか恩恵をうけないわけですね。結局、イコール。だからそうではなくて7時から7時半はこれまでどおりきっちり負担してもらった上で補助金とか余剰分がふえるのだったらみんなに行き渡るように何かに使ってほしい。だから7時に、前にすることによって確かに負担はなくなるのだけど、そこは考え方としてはきっちり延長保育分があるのだから申請としてはそういうふうにしてもらっても全然構わないのですけれども、その部分はしっかり徴収した上でみんなの、例えばそれを何年間が積み立ててトイレをきれいにしますとか園庭に何かをつくりますとか、さっきあったブランコがいつまでも壊れているとかありますけど、そういうところを直す費用に使いますとか、何かおもちやを充実させますとか、そういうみんなに還元されるようなやり方をちょっとお願いしたいなと思います。多分7時から7時半を使っている人たちからは多分怒られると思うのですが。

(市) ちょっと市からも。

その料金を徴収してしまうと一緒になってしまうのです、制度的には。国の制度がそういうふうになっているのです。だから徴収しなくて後ろ1時間というふうな形が一番、例えば後にもちょっとつながってくるかなと思うのですが、実は法人さんのほうからもう一つ相談を受けていまして、英語の導入のことなのですが、少しやはり要望とかもあったり、それを導入することによって費用負担というのがまず発生しないというように聞いてます。その特色というのはやはり耀き福祉会さんのそういう特色でもあるかなというふうに考えていますので、そこはいろいろやはり導入するとなると賛否両論あると思うのです。いろいろご意見はあると思うのですけ

ど、その子供たちが少しなれ親しむというところでは導入を検討していただくということは本当に非常にありがたいなというふうには思っています。保護者の方にもいろいろそのご意見はあると思うのですが、子供たちにとってよいというふうにご判断いただけるのであればその辺のご理解、ご協力いただきたいなというふうに思っているのですが、そういうところの実施に際しても料金を徴しないということはもちろん法人さんのほうにも言っているのですが、そういうところの充実というのはどんどん子供たちには還元をしていっていただけるのかなというふうには思っていますので、その英語の導入というのが5歳児なので、そのまま上がっていただくことによって5歳になればということにはなっていくかと思うのですが、そういうところの充実なんかにもそういう活用がなされていきますので、全ての子供たちに対して還元されていくというようなことをご理解をいただければなというふうには思っているのですが、よろしくお願ひします。

(保護者) ちょっとよくわからなかった。理解していないので申しわけないので、この6時からの延長保育で来年と、この5年間の間は6時半からの延長料金が発生するという今までのスタイルと変わらないということなのですが、この保育時間にしても、標準保育時間の設定などが各私立保育園の判断に任されているということは、5年後には、この6時から延長保育料が発生してきませんということになるのですよね。

(市) 実は、そこなのですが、公立が今、許容しているのです。もうその時間が決められるというのが。例えば今、7時から6時までを、例えばこの下穂積キッズの標準の11時間の保育時間ですと設定した場合は、6時から延長保育が発生することが法律上許されているのです。だからそういうこともこの協定期間内に考えられるのは考えられます。でも6時から発生することになれば、今までとちょっと少し変わってくるので、保護者の皆様に説明をして承いただくというのが必要になっていくのかなというふうに思いますけれども、そういうことも検討されているということをまずは認識していただければというふうに思います。

(保護者) 済みません、よくわからなくなりましたが、結局これ、11時間のどこにでも設定できますという話と、何か延長保育を1時間にしたら補助金がでるという話は別なのですか。

(市) 別です。そこはちょっと別にしていただければ。

- (保護者) 結局、それは時間を決めるというのは申請の話ですよ。
- (市) はい。
- (保護者) お金を徴収するというのは運用の話ですよ。
- (市) はい、はい。
- (保護者) そこは切り分けてはできないのですか。もともと後ろの補助金100万のときも、申請上そういうことにしてあとは普通に徴収してという話ではないのですか。だったらそれと同じにしておいたらいいんじゃないのと思ったのだけど、何かさっき徴収したらだめなのですよとおっしゃったから、何かよくわからないなと思ったのですけど。
- (市) 徴収してしまうと30分前で設定しているということになるのです。お金をもらわないと
- (保護者) それで認定されるということですね。
- (市) そうです。お金をもらってしまうとそこは設定になっちゃうので。
- (保護者) 前に話していた補助金の話とはちょっと、少し事情が変わるということですか。
- (市) 前の補助金のお話も一緒なのです。
- (保護者) そうなのですか。
- (市) はい。前後で30分いただいていたじゃないですか。これを後ろにもっていくのですけど、ここは前からなかったので徴収しません。ここだけ、30分だけ徴収させてください、こちらはなくなります、これが1時間にすると補助金も少し、若干ふえるのですというお話をさせていただいて
- (保護者) そういうことなのですね。
- (市) そうです、そうです。
実際、多分70万くらい変わってくるかなと思います。年間ですけど。
- (保護者) 済みません、これは4月からの話ですよ。
- (市) これは4月からの話。
- (保護者) その決定はいつ。
- (市) もう、その4月については公立と同じような形でしていただけるというふうに回答をいただいているのです。ですので8時半から4時半までが保育短時間の保育時間。延長保育は今までどおりかかりません。1年間の猶予、緩和措置を設けていただくということにしています。基本保育時間の部分については7時から6時までを設定していただいています。保育園としては7時から6時を設定しています。

- (保護者) それは、7時から6時はもう決定
- (市) 園としては、公立は7時半から6時半です。
- (保護者) 下穂積キッズは7時から6時を
- (市) その保育標準時間の設定にされています。
- (保護者) じゃあもう延長保育料
- (市) は、6時から発生するのですけども、今はこういう運用をさせていただいています。来年は1年間の上の経過措置があるので、そこも含めて後ろは1時間の延長保育と設定しますけども30分は延長保育をいただかないで6時半から今までと同じような形で7時までの延長保育をいただくという形になるのですよね。
- (法人) はい。
- (市) それでいいですかね。
- (保護者) その1年間のそれは、今その話を保護者としていると思うのですが、決定したのですか。
- (法人) 決定したというか、今こちらのほうで初めてお伝えしているのです。
- (保護者) はい。じゃあそれをどこで、保護者に今、意見を聞いていますよね。
- (法人) はい。意見を聞くというかこちらの決定
- (保護者) 報告という形で聞いている
- (市) そういう形になるのです。
- (保護者) じゃあ、もうそうなりますよということですよ。
- (市) そうですね。
- (法人) それの周知もしっかりとしないといけないので、まず初めてこちらのほうでお伝えをしたので、これでお伝え、もちろん保護者会も今からまたあるのでお伝えをし、でもみんなのことにはならないのできちっと皆さんにはご説明というか内容をお伝えするような配付のものをつくっていつているのです。保護者会のほうでお伝えしようかなと思ったのですが、この内容ではなくて、新制度に伴い重要事項の説明というのが必要になってくるというふうに市のほうでというか国の制度上で言われています。それは何でかというとお互いに契約をしているということで、例えば保育園がこれだけの平米数で保育室はここがあって先生が何人いますよというような、そういうふうな詳しい、よく不動産と取引するような、ああいう重要事項の説明を、中に延長料金とか給食費だとか、ここに発生する料金のことだとか、保育内容のことだとかを書かれていれば入園のしおり

をもう少し詳しく書いたようなものを必ず同意を取らないといけないというように言われているのです。その作成の中できちっと3月中に皆さんにそれをお願いしたいということで、各私立保育園さんはもう配っているところもあるし、3月中にということでこちらの決定がなったので、今、初めて皆さんにお伝えして新年度の面接も来々週に控えているので、そのあたりを照準にして皆さんに各戸、全部配付をして、お伝えを、周知をさせていただいて、同意をもらうという形を進めていっているところです。

(保護者) その来年1年間に関しては30分の、6時から6時半の延長料金は発生しないということですが、その翌年に関してはまた三者協議で話し合うということですか。発生するのであれば三者協議。でも5年後は法人が決定できると

(市) ただそこなのですが、そこを基本は継続していただくというのが基本になるので、三者協議でももちろん説明は必要になってくるのですが、そこを法令上もう徴収できるということになっているので、そこを保護者の皆様にご理解いただきたいというのがそもそもの趣旨で周知期間をあとどれくらい設けようかという、そこになってきます。だからその議論なので、本当は今年度からもうやろうと思えば今年度から、法律がもう許可しているので、うちがだめですとか、例えば保護者の方から民営化なのでということになると、そこは管理の部分になってくるので、継続していただく保育内容を何かこれをやめますとかじゃなくて、これを新たなことをするのでお金徴収させてくださいということではないので、そこは少し議論の余地はあるのですが、そういうことで今後どういうふうにさせていただくかということはもちろん説明もさせていただきますし、理解を得ながら進めさせていただこうと思っているのですが、保護者の方としてもそういうことは法律上許容されているなということをご認識いただければなというふうには、ありがたいなと思います。

先ほどの、ちょっと済みません、重要事項のちょっとだけ補足なのですが、同意というのは実は説明をしなさいと決まっています。説明したら確かに説明しましたよという根拠が何もありません。説明しただけは。入れるだけでは。ですので大阪府はそこに何か同意を、同意というか確認しました、説明を受けましたというような何かを残しておかないと説明したという根拠がわからないということを言われていて、そこに合わせて同意というか署名をいただ

こうというふうな今、流れになっていて、それが3月末までにしないといけない。

もう1つ、実費徴収というのがあります、それは保護者の同意を得なければならない、文書でとえています。物品あるでしょ、はさみとかのりとか。あれについては文書による同意は要りません。同意はあるのですが文書での同意書を提出してくださいということにはなっていないです、法令上は。ただ、実費徴収とって、こんなことをしますと新たに発生するやつがあるじゃないですか、費用負担の部分については保護者に必ず同意書を提出していきいというふうな流れになっています。

(市) 上乗せ

(市) 上乗せ徴収です。

例えば特別保育を実施するから新たにこの費用が必要ですよとかいって保護者の方から徴収していただく場合は、必ず同意書を文書でいただくというふうになっていますので、この辺だけはお伝えさせていただければと。

(法人) 時間がかかり迫っておりますので、済みません、保育園のほうからきちっとお伝えしたいことが3点ほどありまして、それを早速いわせていただいで大丈夫でしょうか。

今、英語の導入というのがありました。保護者のほうからクラス懇談会等でもいろいろご意見が出たということでお伺いしています。賛否はいろいろあります。ありますが園として千里山キッズの特色である英語の導入ということ費用のかからないということ前提に置いて5歳児にのみ来年度から実施いたします。その内容等については以前にもご説明を少しさせていただいたのですが、絵本の読み聞かせと同じような15分くらいのスタイルで5歳児だけと。英語に親しみ海外のことに目を向けたり関心を向けるという、英語教育とまでいくとかなりこちらのハードルが高くなりますし、でも単に受動的なものではなくて先生が媒介してするという形のものをつくるのですが、さっきのCAP研修と同じように、やはり5歳児の保護者、あるいはもっとほかの保護者にもこんなことをしているのだよというふうに見ていただくような機会を考えております。そこら辺でお母様方に、お父様方も、見ていただいで、こういうことをやっているのかというふうに見ていただければなと思えますので、それを設定する方向でも考えておりますので、そのときはぜひごらんください。

もう1つですが、給食費の徴収方法。こちら、昨年度の入園のしおりでも1カ月、3カ月、6カ月、1年でも大丈夫ですよというふうに載せていたのですが、実際、周知もきちんとできていなかったのもので1カ月単位での徴収がずっとありました、この1年間。このアンケートの中にも口座振替にしてほしいというご意見も大分あって、何%かが不満というのが、そこが、口座振替ができていないのが不満ですというようなこともあったのです。今、ゆうちょ銀行のほうに随分、ちょっと話はしかかっているのですが、なかなか手数料の関係とか100世帯超えないと無理だよというようなことで、ちょっと今、検討中ではあるのですが、来年度から3カ月ごとの徴収をいたしますが、ちょっと不具合があるよとか、少し私に考慮してくださいという方については園長に申し出てくださいというものを文面でお渡ししますので、その方については個人対応したいと思います。

もう1個。延長保育の徴収方法です。今、6時半から、来年度6時半から30分間の延長保育料金、1カ月単位2,500円、変わりません。1回300円、変わりませんが、今、チケットと単発の300円をお渡ししていただける方がすごく分散しているのです。それでお金のやりとりがとても大変なのです。1カ月ごとの方はもちろん2,500円で毎月徴収させてもらうのですが、単発の方については毎回お迎えに来られたときにノートにこちらが記載をしまして確認を取って1カ月ごと、月末締めで月初払い、次月払いということでこちらが集計した金額を給食費、ないし給食費が発生していない0から2歳のクラスは別封筒で一カ月分、あなたは何回なので幾らですという徴収方法で、1カ月まとめたの徴収方法に切りかえたいと思います。ここは夕方の先生がお金の徴収でおつりがないとか、また明日ねということでもとても煩雑になることも多くなっていますので、チケットというのを毎回買う、またはお父さんが持っているから私は持っていないのよというような、いろいろな不具合が生じているので、チケットも廃止をして1回払いの方は月締めで月初払い、次月払いということで納めていただきたいというふうに徴収方法の変更です。

済みません、追加でもう1個なのですが、実は「よい子ネット」のブログ、いわゆるホームページまではいかないですが、園の様子を見ていただくような形をつくっていきます。これで先月かな、開始をしていますが、子供さんの写真は掲載していませんが、先月5歳児がペンキ塗りをしましたが、あれは5歳児の保護者全員に、日本ペイントなのですけど、ブログとか日本ペイントさんのブログに

もあげますけど、保護者の方の了承を全部得ているということで、そちらのほうだけは掲載させてもらっていますが、まだ子供さんのお写真等は掲載していませんので、今後、お写真等がそちらのブログにアップされていきますので、そちらのほうの同意は取りたいと思います。これが個人情報の同意になると思いますので、そちらのほうは4月18日に総会があります。そちらのほうで全員に周知をさせていただいて同意を求めたいというふうに考えております。

以上、4点でした。

(議 長) 今、園からのご報告と、それから保育の標準時間、短時間、それから延長保育の考え方、それから経過措置、短時間認定と標準時間認定の時間差による延長保育料は本来発生するものなのですが、そこは経過措置で取らないということになっています。ですから、来年度1年間については7時から7時半と、18時半から19時、これは公立のほうですけども、その延長保育料だけをいただくというような説明があったと。

この件につきまして何かご質問等はございませんでしょうか。

それから実費徴収と上乘せ徴収の件でも結構です。

(保護者) お時間がないところ済みません。先ほどの延長料金とかのことを三者協議でされるのであれば、議案の案件に延長時間と保育時間の考え方についてと書いているので、考え方を説明されるだけだと思っていたので、変更についてと書いていただけないとほかの人も出席するとかもつと聞きたいとかもわからないので、その辺はちょっと案件の書き方を徹底していただきたいなと思います。

(議 長) そのほかに何かございますか。

(保護者) 5歳児の英語の授業というか、そういう教育を来年からするということは、もう決まったのですか。それは、保護者は何もそこは。

(法 人) こちらのほうも、いろいろ保護者の方のご意見がいろいろあったのです。早く始めてください、ほかのクラスも始めてください、というご意見もある。いや、まだ早過ぎるのではないか、体力づくりが先だよ、とかいろいろご意見があって、そこら辺を、もちろん一人一人皆さんに、112世帯に全部聞いたわけではないのです。なので、ただ、保育内容としてこちらが始めるということで、今までリトミックもしています。でも、リトミックも今までは単発でしていることが今回はちょっと毎日リトミックをやり始めている、それと同じ保育内容を、保育内容のことというのはある程度こちらのほうからこうしますよという形でお母さんどうしましょう、やめますか、し

ますかというような問いかけをすると、いつまでもしてほしい人、してほしくない人というか、その形で終始、終わってしまうので5歳児でやります。ただ、そのやりようによってはお母さんたちに理解を求めるような周知の方法、クラス懇談会で見せるとか、あと何かの形でこういうことをやっているのだよというほかのクラスの方にも見ていただけるような設定をつくるとか、そういう意味でのご理解というのは進めていきたいかなというふうに考えています。

(保護者) 公立、以前にはなかったことという考えで私は受けとめてしまうのですが。そこは、こちらに変更点として挙げていただきたいところではあります。

(法人) ああ、そうなのですね。

(市) 民営化を進めるに当たって、基本継続というところ…下穂積でも鮎川でも重視をしていただいているところです。ただ、この5年間の間に少しずつ法人さんの運営にご理解とご協力いただいて5年後にごろっと変わってしまうのだったら、少しそこにもまた変化が生じてしまうので皆さんにご協力お願いしているところです。

それともう1つ新たなことの実施に当たってはいろいろなやはり要望とかも、いろいろなご意見とかもありますので、できるだけ保護者の方のご意見のぶつかり合いがないような形で進めたいなというふうにも考えています。今のご提案いただいた英語については保育の充実に当たる部分かなというふうに考えています。もしこれを導入した後なのですけれども、仮りに今までの公立の保育の何かがなくなくなりましたよとか、例えばこれを導入したことによって子供たちに少しこんな影響が出てきましたよと。それが保護者の方にとって少し課題かなというふうになれば三者の案件として上げていただくことは可能ですので、そういうところでまた改善を考えることも可能ですので、新たな導入、費用は発生しないというところもありますので、そういうところは一定子供たちの保育に関してよくなる場所、よいと考えていただける方もいらっしゃるし、いや、それはあかんよと考えていただく方も中にはいらっしゃるかもしれないですけれども、できればその導入に向けてご協力をいただけたらなというふうに思います。導入していただいて何か問題があればまた三者のほうで改善策というのを一緒にご検討いただければありがたいなというふうに思いますので、ご理解のほうをよろしく、ご協力のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

(保護者) 前年度民営化対策で、こうやって園と市からこうしていくという

のを決めていくというのを今ポツと出てきた感じがするので、確かに私も、もうちょっと英語を、再来年くらいかなとは思っていたところもあるのです、本当は。ちょっと急かなど。本当はそういう思いなのですが、園が子供たちの様子を見て決めてと前年度の民対が言っているのです。やはりやりたい、やりたくないというのは私もすごい強い意見があるほうなので、いやいや、ならへんほうがいいで、なったほうがいいでとなったら戦争になっていくなということで、意見をどんどんあげるのはどんどんあげて、どっちの意見もあげたらいいと思うのです。けど、最終子供たちに民営化に対して民営化の負担がかからない、子供がかわっていくことに負担がかからないように見て、現場を見てるのは先生なので、決めてと言ったのは、前年度の民対なんです。済みません、なので自分たちは園にいつもいるわけではないので、それが急やなとか、子供に対してどれだけ負担があるかなとかいうのも不安がないわけではないけど、そこは信頼してお任せしていくというふうにしていくしかないかなと思ってということなので、今急にぱっといろいろなことを説明されて延長保育がどうかいうのも何か急だなというイメージがあったと思うのです。何か一方的やなみたいな。のもあったのですが、いろいろな意見がある中でじっくり話し合う時間がない、年に4回に行われた三者協議でもいろいろな人がいるのでというので、最終、いろいろな意見をあげるけど最後に決めてというのはこちらからいったのです。なので、そこら辺は園が勝手とか市が勝手というふうには思わないようにしようかなとは思っています。ただ、その、やはりこれだけ教育に対して、子育てに対していろいろな人がいるというのも何回もおっしゃっていますけどいろいろいるので、子供に変化がない、できるだけ徐々に5年かけて変化してってねというところはいま一度くみ取ってほしいかなというの私も思います。以上です。

(保護者) 事前にとかお便りにそういうのが書いてあったらいいのに。きっと先ほどの内容でも、突然、来年度からやりますだったから、あ、そうなの、みたいになったけど、それが例えば3月、毎月お便りを出してくださっているではないですか。3月の便りに次年度からやりますとか何か。そういうのが多分なかなかそんな早くに決まらないこともあると思うのですが、何か入っているだけでも違うのかなと思います。

(法 人) 済みません、この場が一番新たに発生する

(保護者) いろいろな意見が出てくるとは思いますけどね。

(法人) まずここがスタートというのが、いきなり3月のあたりから来年から、4月から英語です5歳児はという。これをしてやはり5歳児の重要事項説明の中にも英語を導入しますというのを中に入れてご理解いただき、4月の1日にしましょうという話ではなくて私たちも勉強していますので、子供たちが落ちついた4月の中旬なり下旬なりというようなことも考えて、はい、4月1日から、はい、英語という、そういうものではないということもご理解をしていただけたら、子供たちからいろいろな、子供たちからまた私たちがフィードバックさせてもらってお家での子供たちの言葉もまたフィードバックしてもらって、やりたいと思っています。保育内容全てに関してそうだと思いますので今後ともよろしく願いいたします。

(市) 僕もちょっと、時間のなかで申しわけないです。ごめんなさい。

さっき民対さんが去年決められたというご発言をいただいたのですが、ありがとうございます。ただ、そういうふうなご提案はいただきました。でも最終、決めたのは市と法人ですので何かあったら市とか法人のほうにご意見をいただけたらなと思いますので、で、説明をしないということではないですので、しっかりと保護者の方にご説明をさせていただきながら進めたいなと思っていますので、ご不安に思われたりとかちょっとこれ嫌だなと思われたら、またいろいろと個別でも結構ですのでご意見をいただけたらしっかりと対応させていただきますのでよろしくお願いします。

(法人) 済みません。変化をつけていくのは本当に難しいなというふうに思います。ずっと現状維持がじゃあいいのかということもあるので、やはり最善に、子供たちにとってどうなのかということを見据えてやっていきたいと思っていますので、どうぞ今後とも、またフィードバックもいただきながら協力してよりよい園にしていきたいと思っていますのできょうはありがとうございました。本当、未熟で済みません。

(議長) はい、ほかに。もうよろしいでしょうか。

では、済みません。ちょっとこの部屋のご予定もあるようなので次に進めさせていただきます。

最後に4、その他でございます。これまでの案件でも結構ですし何かここで言うておきたいことはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。そうしましたら、これで本日の案件全て終了いたしました。きょう、本日いただいたご意見、案件での確に今回お示しするとか

ご説明する内容を市としては的確に示すということ、それから新たに市、法人で協議して決定した事項については早目にアナウンスするというご意見いただきましたので、そういったことを踏まえてまた今後の三者協議会に生かしていきたいというふうに思いますのでご協力をお願いしたいと思います。

本日は本当に長時間にわたりまして、また貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。本日の三者協議会はこれで終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

—了—